

資料 13 学校における食物アレルギーの対応 Q & A

<学校生活管理指導表>

Q 1 : 学校での食物アレルギーの対応は、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」の提出がなぜ必須なのでしょうか。

A : 食物アレルギーは、成長とともに原因食材が食べられるようになっていたり、原因食材が新たに加わったりします。そのため、食物アレルギーの食事の対応は、医師の正確な診断に基づいた必要最小限の食材除去が基本になります。

「心配だから」と自己判断で不必要な食品まで除去をすることは、成長に必要な栄養を制限することになり、とても危険です。

また、「念のために」と不必要な食材の除去等の配慮を続けることは、学校で対応する児童生徒の人数を多くし、学校での対応をより複雑にし、事故の発生リスクを高めてしまう場合があります。必ず医師の診断に基づいた学校生活管理指導表を基に対応を行いましょう。

Q 2 : 保護者に学校生活管理指導表の提出を依頼するのは、どのような場合ですか。

A : 医師が、食物アレルギーで、特定の食材の除去等の配慮が必要と認め、保護者が学校で配慮を希望する場合、学校生活管理指導表の提出を依頼します。

「家庭で同様な対応を行っていない」、「保護者の判断」の場合は、対象になりません。

保護者が対応を希望しない場合でも、学校生活の中で行われる健康観察で、アレルギー疾患を疑われる症状が見られた場合は、保護者に伝え、専門医を受診し、学校での対応が必要かどうかの相談をすすめてください。

Q 3 : 保護者から「以前サバを食べて、強いじんましんがでた。サバのアレルギーだと思うので、それ以来、サバを食べていません。給食で除去してください。」と申し出がありました。どのように対応すればよいですか。

A : 特定の食材を食べて、症状が現れたといっても、食物アレルギーとは限りません。その旨を保護者に説明し、まず、専門医の受診を勧めてください。受診し、医師が、食物アレルギーにより、学校での対応が必要と認めた場合は、医師に学校生活管理指導表を記入いただき、それを基に学校での取組プランを保護者と話し合ってください。

<食物アレルギーと間違いやすい病気の例>

食物不耐性: 牛乳を飲むと下痢しやすい。山芋を食べると口の中がかゆくなる。

仮性アレルギー: 野菜や果物に含まれていたり、鮮度が落ちたり、冷凍状況の問題で魚に含まれる物質(ヒスタミン等)が増えたりした食材を食べることで症状が起こる。

Q 4 : 中程度の牛乳の食物アレルギーの生徒です。昼食は、学校給食の提供はなく、弁当を持参しているので、学校での対応は特にありません。学校生活管理指導表の提出は不要ですか。

A : 食物アレルギーは特定の食材を摂取した場合だけでなく、図工や校外学習等で原因食材に触れたり、吸い込んだりした場合の発症も考えられます。食事の場面でなく、学校生活全体を通して、原因食材に関わる活動があるか検討する必要があります。

まず、専門医を受診し、医師に学校での配慮が必要かどうか相談しましょう。医師が学校での配慮が必要と認めた場合は、学校生活管理指導表の提出を依頼し、校内検討委員会で取組プランと緊急時対応マニュアルを確認しましょう。

Q 5 : この1年、食物アレルギーの症状は現れず落ち着いているので、主治医との対応の確認を省き、対応を続けてよいですか。

A : アレルギー疾患は、本人が気づかないうちに症状が変化する場合があります。最低でも年1回主治医を受診し、対応について相談することを依頼してください。

主治医が対応に変更がないと診断したら、その旨を主治医が記入した学校生活管理指導表を提出し直すか、既に学校に提出してある学校生活管理指導表に「受診日、受診結果、対応に変更なし」を記入していただき、学校と保護者での両者で対応の変更のない旨を確認しましょう。

<学校での対応>

Q 6 : 食物アレルギーの児童生徒が在籍しない場合は、校内対応委員会を設置しなくてもよいですか。

A : 必ずしも対応委員会を設置する必要はありません。ただし、食物アレルギーは、今までに発症がなくても、学校生活で初めて発症する場合があります。緊急時に備えて、全教職員が食物アレルギーの理解と緊急時の対応等について、確認をしておくことが重要です。

Q 7 : 食物アレルギーにより、学校生活で対応を行う場合、学級担任と養護教諭で対応の確認を行っておけばよいですか。

A : 食物アレルギーの発症は、食事や食事の直後とは限りません。学級担任や養護教諭がいる時間や場所以外でも発症する危険があります。全教職員が、発症予防の対応と緊急時の対応が行えるよう、共通理解を行う必要があります。

<学校給食での対応>

Q 8 : 卵の食物アレルギーの児童の保護者から「主治医から、卵半分までなら食べてよいと許可がでた。学校給食でも、少しずつ食べさせたい。」と要望がありました。どう対応したらよいですか。

A : 家庭で、少しずつ食べられるようになっても、学校給食での対応は、「完全除去」か「解除」のいずれかです。学校給食では、複雑な対応は行ないません。調理が複雑になることで、コンタミネーション（調理中にアレルギー食材が混入すること）が起りやすくなり、誤食事故の原因にもなり得ますので、量の調節は対応しません。

<緊急時対応>

Q 9 : 保護者からの依頼で、学校で食物アレルギーの緊急時用に内服薬を預かっています。症状が現れたら、内服薬を飲めば対応はだいじょうぶですか。

A : 食物アレルギーの症状の現れ方は、様々です。また、内服薬は服用から効果が現れるまで、30分以上かかります。児童生徒が内服をしても、安心せずに引き続き経過観察を行うとともに、緊急時に迅速に対応できるよう体制を整えておくことが重要です。

<エピペン®>

Q 9 : エピペン®は、どんな場合処方されますか。小児科を受診すれば処方してもらえますか。

A : 以前にアナフィラキシーを発症した場合、発症すると急激に症状が進行する危険性が高い場合、医療機関が遠く緊急時に迅速な対応が難しい場合など、医師が総合的に判断し、処方します。

なお、エピペン®は、その安全性や有効性等について事前に講習を受け、登録された医師のみが処方できることとなっています。

Q 10 : 小学校1年生の児童が食物アレルギーで、エピペン®を処方されました。保護者から「本人が、幼く心配なので自分で使うより、安全のために学級担任の先生に注射してほしい。」と依頼がありました。どのように対応すればよいですか。

A : エピペン®の使用は、本人もしくは保護者が自ら使用するものです。まず、主治医から、本人と保護者が使用に必要な事柄の説明を受け、練習を行い、緊急時に使用できるようにしておくことが大切です。

しかし、症状の悪化が著しく、自ら注射できない場合等は、本人に代わって教職員が使用することは、医師法第17条の違反にあたりません。緊急時に備えて、全教職員が対応できるよう、主治医や保護者とともに研修を行うことが重要です。

Q11：教職員が、エピペン[®]を本人に代って使うために、事前に医師や保護者の依頼書・同意書などは必要ですか。

A： 教職員が、本人が使用できない場合、代わってエピペン[®]を使用するのは緊急時の対応であり、事前の依頼書や同意書の作成は必要ありません。ただし、事前に医師や保護者とエピペン[®]の取り扱いについて十分話し合い、情報を共有し、取組プランを決めておくことは不可欠です。

また、緊急時に必要な状況で教職員が本人に代わって使用した場合は、同時に救急車要請をし、救急搬送を行うとともに、保護者へ連絡を行いましょう。これらを適切に迅速に行うためには、校内で緊急時を想定した実践的な訓練の実施も効果的です。

<学校での研修>

Q12：校内研修会で、食物アレルギーの研修を計画したいが、講師等はどうしたらよいですか。

A： 主治医や保護者に依頼したり、学校医に相談したりするのもよいでしょう。

平成27年3月に文部科学省から各学校に配布された「アレルギー疾患対応資料（DVD）」「エピペン[®]練習用トレーナー」を活用し、研修会を行うことができます。（DVDの中には、「DVD資料を活用した研修の進め方」の資料も掲載されています）

また、管轄教育委員会や地域の消防機関にも相談してみましょう。

なお、エピペン[®]練習用トレーナーは次のところから無料で借用もできます。

エピペン[®]練習用トレーナーの無償貸出
ヴィアトリス製薬株式会社のサイトで案内文を一読し、申し込む。

<関係機関との連携>

Q13：エピペン[®]を処方されている児童生徒の在籍がないので、地域の消防関係機関との連携を特に予定しなくてよいですか。

A： エピペン[®]の処方を受けて、持参している児童生徒が在籍している場合は、保護者の同意を得て、地域の消防機関に情報提供し、連携体制を構築します。

エピペン[®]の処方された児童生徒の在籍がない場合も、食物アレルギーに限らず傷病者の発生に備えて、日ごろから地域の消防機関とは連携をすすめていくことは重要です。例えば、学校全体の危機管理として、緊急時対応マニュアルの作成時に相談するだけでなく、緊急時に救急車はどこから敷地内に入り、校舎のどこに駐車するか等、事前に消防職員と情報を共有することで、緊急時に迅速で適切な対応が行なえます。